

税務課から 軽自動車税(種別割)の

減免申請は忘れなく!!

次の対象車両をお持ちで軽自動車税(種別割)の減免を希望される方は、納期限までに役場税務課または、各支所総合窓口室で申請をしてください。

マイナンバー制度の施行により、申請時に減免を受ける方の個人番号及び身元確認が必要になります。また、**前年度に申請した内容に変更がある方については、自動継続による減免を行いませんので、減免を希望される方は必ず申請をしてください。**

なお、減免は1人につき1台限りです。また、普通自動車税(種別割)の減免との重複はできません。

◆対象車両

次のいずれかの要件を満たす軽自動車など

①身体に障がいのある方及び精神に障がいのある方(以下、身体障害者等という。)が所有する軽自動車などで、本人または家族が運転するもの

②身体障害者等と生計を同じにする家族が所有している軽自動車などで家族の方が運転するもの

③身体障害者等、または身体障害者等と18歳未満の者で構成される世帯で、常時介護する方が運転するもの

※この他に、障害の等級が要件になりますので、詳しくは役場税務課へお問い合わせください。

◆申請期間

4月1日(水)～4月30日(木)

◆必要書類

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ・印鑑
- ・運転者の運転免許証
- ・申請者の「個人番号カード」もしくは「個人番号通知カード及び身元確認書類」のいずれか

◆問い合わせ先

税務課

☎0859・54・5208

固定資産税の

縦覧・閲覧

令和2年度の固定資産税の縦覧(閲覧)期間は次のとおりです。固定資産税の縦覧とは、納税者が所有する土地・家屋の価格が適正であるかどうかを確認するため、縦覧帳簿により他の土地・家屋の価格と比較することができるとの制度です。

縦覧：縦覧帳簿

【期間】 4月1日～5月31日

(土・日・祝は除く)

【場所】 税務課

◆縦覧できる方

土地または家屋を所有する納税者(課税標準額が免税点未満の方は税負担がないため、縦覧はできません。)

※土地、家屋のいずれか一方の資産を所有している方は、その資産のみの縦覧となります。

※納税管理人、同世帯の方も縦覧できます。

◆縦覧できる内容

○土地：所在、地番、地目、地積、価格

○家屋：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

※所有者・課税標準額は記載されません。

◆縦覧に必要なもの

本人確認できるもの(納税通知書(前年度分でも可)、または運転免許証など)

◆手数料 無料

◆その他

縦覧帳簿のコピーはできません。

閲覧：名寄帳

【期間】 閲覧期間に制限はありませんが、縦覧期間中は手数料が異なります。

【場所】 税務課、各支所総合窓口室

◆閲覧できる方

納税義務者、納税管理人、同世帯の方

◆閲覧に必要なもの

本人確認できるもの(納税通知書(前年度分でも可)、または運転免許証など)

◆手数料

縦覧期間中は閲覧料は無料

◆その他

名寄帳のコピーは1枚につき20円必要です。

◆問い合わせ先

☎0859・54・5208 税務課